

## 都教組加入申込書

地区名	職場名
フリガナ お名前	職 種
生年月日 年 月 日	連絡先電話
*記入時にわかればご記入ください	
職員番号	メールアドレス
給料 級一 号給 -	記入日 年 月 日

※組合費については、組合員が都教組、都教組各支部にお問い合わせください。

### 「あなたをひとりにしない。 『助け愛』の都教組総合共済」 同時加入申込書

総合共済にも加入します(☑を入れてください)

●総合共済は、月々600円で  
退職時には掛金総額が  
給付されます。

詳細は都教組HP、  
共済の案内を  
ご覧ください



〒 現住所

ろうきんの口座をつくります(☑を入れてください)  
ろうきんは営利を目的としない、組合員が利用できる  
福祉金融機関です。

### 組合員からの メッセージ

-----

-----

-----

-----

都教組のおかげで  
長く働けています。



給料UPや労働条件の  
改善に、都教組の存在は  
欠かせない。

たくさんのつながりが  
できてうれしい。

都教組があっ  
よかった!

安心して仕事、  
子育てが  
できます。



いろいろ学べて楽しい。  
もっと早く都教組のことを  
知りたかった。

勤務時間や休暇制度等、  
いつでも情報にアクセス  
でき、助かっている。

都教組と一緒にパワハラを  
止めさせることができました。

いつでも相談でき、  
学校に詳しい弁護士まで  
ついているから心強い。



一緒に変えよう、働き方・職場環境  
学校で叶えたい夢と一緒に

東京都教職員組合(都教組)

公立幼・小・中・区立養護学校の都費教職員でつくる労働組合です。  
正規・非正規にかかわらず、加入できます。

都教組HP



 各地域にいる「都教組弁護士」もあなたを守ります  
組合員は年1回無料で相談できます。ハラスメントや身分のことなど、法的なとりくみでサポート

\*都教組は区部・多摩・島しょ、すべての地区に支部や地区協があります。  
支部の連絡先一覧はこちら

2026年度版

都教組 ☎03-3230-3891 〒102-0084 千代田区二番町12-1  
エデュカス東京4階 FAX 03-3262-9705



楽しく学べる!

なかまとつながる!

一緒に変えられる!

支え合い 助け合い

# 都教組・都教組共済



都教組のとりくみ ~あなたを一人にしない~

## どの子ども大切に作る学校・教育をめざして

- 保護者・市民とともに、署名を中心として、少人数学級などのゆきとどいた教育を実現するとりくみ
- 小学校全学年、中学校での35人学級実現(2026年度は中1まで)
- 文科省や都・地教委へ教育施策や教育予算増の要請
- 特別教室・体育館への空調導入、トイレ洋式化など実現
- 子どもから出発する学校・教育課程づくり実現
- 授業実践や教科書、食育、事務、教育施策などについての研究会や学習会の推進

## 教職員のいのちとくらしを守りたい

- 賃金や労働条件などについて、都労連に結集して都と直接交渉
- 初任給・若年層の大幅な賃金引上げ、子どもの看護休暇小6まで拡充、不妊症等有給休暇、小3までの育児休暇、介護休暇日数拡大など実現
- 長時間過密労働解消、あらゆるハラスメントの是正高年齢職員、会計年度任用職員の処遇改善
- 新採者や期限付任用教員、産育休代替教職員の身分と雇用を守る

## 平和な未来を子どもたちに

- 憲法が生きる社会、教育の実現をめざした署名や集会、国会・地域行動等
- 国民平和大行進や原水爆禁止世界大会などに参加し、核廃絶、平和な社会の実現、気候危機打開を訴え

## 仲間をふやし、つながり、変える

- 「数は力」、組合や共済の仲間をふやし、ネットワークをひろげ、自分と仲間を守り、そして子どもと教育、平和を大切に作る力を強く
- 組合に入ると多くの情報が得られ、いつでも相談でき、他地区の教職員や同じ職種の教職員とつながることができる
- 地区ごとに支部・地区協を、職種ごとに専門部をつくり、学び支え合い、要求実現の運動をすすめる
- ろうきん(労働金庫)を利用できる



詳しくは  
都教組HP



## 勤務時間

- 7時間45分(週休2日、週38時間45分勤務)
- 休憩45分
- (例) 8:15(勤務開始) 15:45~16:30(休憩) 16:45(勤務終了)

休憩時間は自由に  
すごせるよ



## 時差勤務

- 業務に支障がないと校長が判断すれば誰でも活用可。ただし保育や介護、施設への見送り等の教職員が優先
- 15分・30分・60分・90分・120分早出/遅出のうち、組合が校長と交渉し、3~5のパターンを設定

## 超過勤務

- ア 教員は給特法で限定4項目以外は時間外勤務を命じられず、時間外手当は支給されない。ただし、教員の専門性・特殊性から教職調整額として一律基本給の5%を支給(毎年度1/1に1%ずつ引き上げ。2030年度までに10%へ)
- イ 学校事務職員・栄養職員は組合が校長と36協定を結び超過勤務を命じられた場合は時間外手当を支給

## 給与

基本給(○級○号給)、一時金(4.90月[26年4月時点])  
扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当等

- 教員:教職調整額、義務教育特別手当、給料の調整額(特別支援学級・教室)
- 学校事務職員・栄養職員:時間外勤務手当
- 昇給 原則毎年4月1日。普通昇給は4号

毎年秋の  
労使交渉で  
決まります



## 権利・制度

- ア 年休…20日 時間単位でも取得可。20日を限度に翌年度に繰り越し可
- イ 夏季休暇…5日(6月1日~10月31日)
- ウ 病欠休暇…有給は90日、1日単位
- エ 産休・育休
- オ 子どもの看護等休暇
- カ 慶弔休暇
- キ 介護休暇(1年)
- その他 権利・制度は都教組に問合せを

労働条件等は  
こちらから

